

ロマンス詐欺・投資詐欺被害等の弁護士依頼による二次被害へのご注意

いわゆるロマンス詐欺・投資詐欺等とは、SNS等を通じて恋愛感情を抱かせたり、投資・副業に誘ってお金をだまし取る手口の詐欺等をいいますが、このような詐欺被害においては、加害者の特定や出金先口座の追跡が困難であることなどから、被害者が被害回復を図ることが難しい場合が少なくありません。

ところが、一部の弁護士は、インターネット広告等を通じて、ロマンス詐欺・投資詐欺等による被害回復を謳って被害者から依頼を誘引し、被害者に十分な事件の見通しの説明をしないまま、相当額の回収が得られるものと誤信させて委任契約を締結し、現実の回収見通しや業務内容に見合わない高額な着手金の支払いがなされるケースが散見されます。このような場合には、被害者は、ロマンス詐欺・投資詐欺等による被害回復が十分に図られない一方で、委任弁護士から既に支払った高額な着手金等の返還を受けることもできずに費用倒れとなり、結果として被害が拡大するおそれ（二次被害の発生）があります。

特に、弁護士費用に関する説明・協議や委任契約、方針協議等の重要な場面で、広告に表示された弁護士本人が面談や対応をせず、弁護士登録上の連絡先（次のリンクから検索できます。https://member.nichibenren.or.jp/general_search）と異なる広告表示上の電話番号で、主に事務職員と称する者が応対し、弁護士自身による回収見込等の説明を経ないで、LINE等を通じて電子委任契約書を用いて委任契約や着手金支払（決済アプリを通じた決済処理を含む）を急かしてくるような場合は、二次被害に繋がりやすい状況と考えられます。このような状況においては、当該弁護士には、弁護士法、弁護士職務基本規程違反等が疑われます。

つきましては、このような二次被害に遭われることのないようロマンス詐欺・投資詐欺等の被害回復に関するご依頼は慎重に検討いただき、ご依頼に不安がある場合は、早期に栃木県弁護士会が設置する法律相談を利用するなどして、弁護士へのご相談を検討いただきますようお願い致します。

令和6年7月29日

栃木県弁護士会 会長 石井 信行